

市 会 議 案

令和元年9月定例会（令和元年9月10日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和元年第16号議案	名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について.....	1頁
令和元年第17号議案	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例の一部改正について	7頁
令和元年第18号議案	専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について.....	11頁
令和元年第19号議案	名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について.....	13頁
令和元年第20号議案	名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例の制定について.....	17頁
令和元年第21号議案	名古屋市都市公園条例の一部改正について.....	21頁
令和元年第22号議案	道路の占用料等に関する条例の一部改正について.....	29頁
令和元年第23号議案	名古屋市河川法施行条例の一部改正について.....	37頁
令和元年第24号議案	名古屋市水路等の使用に関する条例の一部改正について.....	41頁
令和元年第25号議案	名古屋市印鑑条例の一部改正について.....	45頁
令和元年第26号議案	名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部改正について.....	49頁
令和元年第27号議案	名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について.....	51頁
令和元年第28号議案	名古屋市水道給水条例の一部改正について.....	53頁
令和元年第29号議案	名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例等の一部改正について.....	55頁
令和元年第30号議案	名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について.....	65頁
令和元年第31号議案	名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部改正について.....	73頁
令和元年第32号議案	名古屋市消防団条例の一部改正について.....	79頁

令和元年第36号議案	契約の締結について	83頁
令和元年第37号議案	指定管理者の指定について	85頁
令和元年第38号議案	指定管理者の指定について	87頁
令和元年第39号議案	市道路線の認定及び廃止について	89頁
令和元年第40号議案	公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標の変更について	105頁
令和元年第41号議案	名古屋市総合計画2023の策定について	109頁

令和元年第16号議案

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年 9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

（償還金の支払猶予等）

第10条 災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条及び第9条に規定するところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴

い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（抜すい）

(償還金の支払猶予等)
(償還免除等)

第10条 災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、
一時償還及び違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条、第14条第1項及び
1項及び第16条並びに令第8条及び第9条に規定するところによる。
令第8条から第10条まで

(参考 2)

参 照 条 文

1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）抜すい 新旧対照（改正後
改正前）

（償還金の支払猶予）

第13条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

（償還免除）

第14条 第13条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の

償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき
政令で定める場合
は、この限りでない。

(1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求めら
れて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還
未済額を償還することができると認められるとき。

2
3 } (略)
(報告等)

第16条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害
援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断す
るために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又は
その保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた
者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若
しくは資料の提供を求めることができる。

2 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第 374号）抜すい
新旧対照（改正後）
（改正前）

（償還金の支払猶予）

第10条 市町村は、災害、盜難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、

災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第7条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

令和元年第17号議案

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例の一部改正について

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年 9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例の一部を改正する条例

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例（昭和45年名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 9条第 2項第 1号を次のように改める。

(1) 精神上の障害により年金の受領及び管理を行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者

第 9条第 2項第 2号を削り、同項第 3号中「破産者であって」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同項第 2号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、心身障害者に代わって年金の受領及び管理をする者

について、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行う必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市心身障害者扶養共済事業条例（抜すい）

(年金管理者)

第 9条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。

(1) 精神上の障害により年金の受領及び管理を行うに当たって必要な認知、
成年被後見人又は被保佐人

判断及び意思疎通を適正に行うことができない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けるこ

とがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
(3) 破産者であつて

3
↓
5 } (略)

令和元年第18号議案

専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年 9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

「第6条第1項各号」を「第7条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、水道法施行令の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考)

新　　旧　　対　　照 (改正案)
現　行

専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（抜すい）

水道法（昭和32年法律第177号）第19条第3項（同法第34条第1項において準用する場合に限る。）に規定する条例で定める資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第7条第1項各号に掲げる資格とする。

令和元年第19号議案

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部改正について

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・保育施設及
び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
を次のとおり定めるものとする。

令和元年 9月10日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市子ども・子育て支援法施行条例及び名古屋市特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

(名古屋市子ども・子育て支援法施行条例の一部改正)

第 1条 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（平成27年名古屋市条例第53
号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 3項中「第20条」を「第21条」に改める。

(名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正)

第 2条 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正
する。

第 2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子

育て支援施設等の運営に関する基準」に改め、「いう。）」の次に「（第2章を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
(改正案前)

1 名古屋市子ども・子育て支援法施行条例（抜すい）

別表

(略)	
備考	
1	2 } (略)
3	市町村民税の所得割の額とは、地方税法第 292条第 1項第 2号に掲げる所得割（同法第 328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号） ^{第21} _{第20} 条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。
4	5 } (略)
9	

2 名古屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（抜すい）

(運営に関する基準)

第 2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）（第 2章を除く。）の定めるところによる。この場合において、府令第 3条第 2項中「特定教育

・保育施設等は」とあるのは、「特定教育・保育施設等は、なごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり」と読み替えるものとする。

令和元年第20号議案

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例の制定について

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例

(設置)

第1条 本市に教育委員会の附属機関として、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小学校及び中学校の規模の適正化に関する事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会には、必要に応じ、委員の一部をもって部会を置くことができる。

2 部会は、審議会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する。

5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年11月1日から施行する。
(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

77	産業教育審議会 委員 専門員	日額 12,600円 日額 5,400円	8級 8級	教育委員会 事務局
----	----------------------	-------------------------	----------	--------------

を

77	子どもいきいき学校づくり推進審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	教育委員会 事務局
77の2	産業教育審議会 委員 専門員	日額 12,600円 日額 5,400円	8級 8級	

に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、小学校及び中学校の規模の適正化に関し、必要な事項を調査審議させるため、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会を設

置する必要があるによる。

令和元年第21号議案

名古屋市都市公園条例の一部改正について

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

3 都市公園を占用する場合 (1) 電柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1本1年につき 第1種電柱 2,300円 第2種電柱 3,500円 第3種電柱 4,700円
(2) 電話柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1本1年につき 第1種電話柱 2,100円 第2種電話柱 3,300円

	第3種電話柱	4,600円
(3) 変圧塔、公衆電話所その他これらに類する施設	1基1年につき	2,700円
(4) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	1メートル1年につき 外径が0.07メートル未満のもの	55円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	79円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	240円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	320円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	550円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	790円
	外径が1メートル以上のもの	1,600円
(5) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設	1平方メートル1年につき	2,600円
	ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に1.3を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。	

(6) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1基 1年につき	1,100円
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	表示面積 1 平方メートル 1 日につき	2,000円
(8) 自転車駐車場	1 平方メートル 1 年につき 占用する土地の適正な評価額に 0.018 を乗じて得た額	
(9) 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	7,200 円
(10) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき	2,600円
(11) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき	720円
(12) 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1年につき 広場内に設ける場合 名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額 公園施設である建築物内に設ける場合 名古屋市財産条例第7条第1項第3号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額	
(13) その他	1 平方メートル 1 日につき	150円

を

3 都市公園を占用する場合	
(1) 電柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1本1年につき 第1種電柱 2,200円 第2種電柱 3,400円 第3種電柱 4,500円
(2) 電話柱、その支柱、その支線 その他これらに類する施設	1本1年につき 第1種電話柱 2,000円 第2種電話柱 3,200円 第3種電話柱 4,400円
(3) 変圧塔、公衆電話所その他 これらに類する施設	1基1年につき 2,600円
(4) 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する施設	1メートル1年につき 外径が0.07メートル未満のもの 53円 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 75円 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 110円 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 150円 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 230円 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 300円 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 530円 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 750円 外径が1メートル以上のもの

		1,500円
(5) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設	1 平方メートル 1 年につき ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に 1.3 を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。	2,500円
(6) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 基 1 年につき	1,000円
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	表示面積 1 平方メートル 1 日につき	2,400円
(8) 自転車駐車場	1 平方メートル 1 年につき 占用する土地の適正な評価額に 0.016 を乗じて得た額	8,800円
(9) 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	8,800円
(10) 太陽電池発電施設	1 平方メートル 1 年につき	2,500円
(11) 工事用材料置場その他これに類する施設	1 平方メートル 1 月につき	880円
(12) 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1 年につき 広場内に設ける場合　名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額に12を乗じて得	— 25 —

	た額
	公園施設である建築物内に設ける場合　名古屋市財産条例第7条第1項第3号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額
(13) その他	1平方メートル1日につき 140円

」

に改め、同表備考第1号を次のように改める。

1 使用料の額の基礎となる面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、都市公園に関する使用料の額を改定する等の必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市都市公園条例（抜すい）

別表第2 使 用 料

(略)

備考

- 1 使用料の額の基礎となる面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01場合において、使用料の算出の基礎となる面積が1平方メートルに満たないとき又は端数が生じたときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するたないとき又は端数を生じたときは1メートルとする。
ものとする。

2
3
4
5 } (略)
6
7 }

令和元年第22号議案

道路の占用料等に関する条例の一部改正について

道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 た か し

道路の占用料等に関する条例の一部を改正する条例

道路の占用料等に関する条例（昭和28年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル若しくは1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

別表中

2,300	2,200
3,500	3,400
4,700	4,500
2,100	2,000
3,300	3,200

	4, 600
	180
	20
	18
	1, 900
	790
	2, 700
	1, 100
	7, 200
	7, 200
	2, 600
	55
	79
	120
	160
	240
	320
	550
	790
	1, 600
	2, 600
2, 600	1, 800
Aに 0.003 を乗じて得た額	
Aに 0.004 を乗じて得た額	
Aに 0.005 を乗じて得た額	
	3, 600
	2, 200

を

	4, 400
	170
	19
	17
	1, 900
	750
	2, 600
	1, 000
	8, 800
	8, 800
	2, 500
	53
	75
	110
	150
	230
	300
	530
	750
	1, 500
	2, 500
2, 500	1, 800
Aに 0.002 を乗じて得た額	
Aに 0.004 を乗じて得た額	
Aに 0.005 を乗じて得た額	
	4, 400
	2, 600

に、

	2,600
	720
	5,100
5,100	3,600
7,200	5,000
	1,600
7,200	5,000
3,600	2,500
	2,600
Aに0.018を乗じて得た額	
	720
	360
	720
	260

	2,500
	880
	6,100
6,100	4,300
8,800	6,200
	1,500
8,800	6,200
4,400	3,100
	2,500
Aに0.016を乗じて得た額	
	880
	440
	880
	250

令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高 架の道路の路面下に 設けるもの	占用面積1 平方メート ルにつき1 年	Aに0.009を乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.013を乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た 額

を

「

令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高 架の道路の路面下（ 当該路面下の地下を 除く。）に設けるも の		占用面積 1 平方メート ルにつき 1 年	Aに 0.006 を乗じて得た 額	
	上空に設けるもの			Aに 0.011 を乗じて得た 額	
	地下（ト ンネルの 上の地下 を除く。） に設ける もの	階数が 1 のもの		Aに 0.002 を乗じて得た 額	
		階数が 2 のもの		Aに 0.004 を乗じて得た 額	
		階数が 3 以上のも の		Aに 0.005 を乗じて得た 額	
	その他のもの			Aに 0.016 を乗じて得た 額	

」

に、

「 「

Aに 0.009 を乗じて得た 額	Aに 0.006 を乗じて得た 額
Aに 0.007 を乗じて得た 額	Aに 0.004 を乗じて得た 額
Aに 0.013 を乗じて得た 額	Aに 0.011 を乗じて得た 額
Aに 0.007 を乗じて得た 額	Aに 0.004 を乗じて得た 額
Aに 0.009 を乗じて得た 額	Aに 0.006 を乗じて得た 額

を に改める。

Aに 0.013 を乗じて得た額
Aに 0.018 を乗じて得た額
Aに 0.018 を乗じて得た額

Aに 0.011 を乗じて得た額
Aに 0.016 を乗じて得た額
Aに 0.016 を乗じて得た額

」

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に、この条例による改正前の道路の占用料等に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第2項ただし書の規定により占用料の全額を徴収した場合において、この条例による改正後の道路の占用料等に関する条例別表（以下「改正後別表」という。）の規定を適用して算定された施行日から占用することができる期間の末日までの期間に係る占用料の額（以下「新占用料額」という。）が当該期間に係る旧条例別表の規定を適用して算定された占用料の額（以下「旧占用料額」という。）を超えるときは、その超える額は徴収しない。

(占用料の特例)

3 施行日前に、道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定により許可を受け、施行日において現に占用を継続している占用物件について、新占用料額が、旧占用料額の1.15倍を超える場合においては、令和2年度に限り、改正後別表の規定にかかわらず、旧占用料額に100分の115を乗じて得た額を徴収する。

(理 由)

この案を提出したのは、道路の占用料の額を改定する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

道路の占用料等に関する条例（抜すい）

（占用料の額）

第2条（略）

2（略）

3 占用料の額の基礎となる占用面積、表示面積若しくは長さが $\frac{0.01\text{平方メートル}}{1\text{平方メートル}}$ 未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに $\frac{0.01\text{平方メートル}}{1\text{平方メートル}}$ 若しくは $\frac{0.01\text{メートル}}{1\text{メートル}}$ 未満の端数があるときは、 $\frac{\text{その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するも}}{1\text{平方メートル若しくは1メートルとして}}$ のとする。

(参考 2)

参 照 条 文

道路法施行令（昭和27年政令第479号）抜すい

別表（第19条関係）

(略)	
備考	
1	
5	} (略)
7	
8	表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
9	(略)

令和元年第23号議案

名古屋市河川法施行条例の一部改正について

名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市河川法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市河川法施行条例（平成12年名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表2 土地占用料の表中

2,300円
3,500
4,700
2,100
3,300
4,600
2,600
20
55

2,200円
3,400
4,500
2,000
3,200
4,400
2,500
19
53

79
120
160
240
320
550
790
1, 600
720
2, 600

を

75
110
150
230
300
530
750
1, 500
880
2, 500

に改める。

」 」

別表備考第4項中「1立方メートル、1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01立方メートル、0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1立方メートル、1平方メートル又は1メートルとして」を「その全量、全面積若しくは全長又はその端数の量、面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(占用料の特例)
- 施行日前に、河川法（昭和39年法律第167号）第100条において準用する法第24条の規定により許可を受け、施行日において現に占用を継続している物件について、この条例による改正後の名古屋市河川法施行条例別表（以下「改正後別表」という。）の規定を適用して算定された占用料の額が、この条例による改正前の名古屋市河川法施行条例別表の規定を適用して算定された同一期間に係る占用料の額（以下「旧占用料額」という。）の1.15倍を超える場合においては、令和2年度に限り、改正後別表の規定にかかわらず、旧占用料額に100分の115を乗じて得た額を徴収する。

(理 由)

この案を提出したのは、河川に関する占用料の額を改定する等の必要がある
による。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市河川法施行条例（抜すい）

別表

1
↓
3 } (略)

備考

1
↓
3 } (略)

4 流水占用料等の額の基礎となる使用量、使用面積若しくは長さが、
 $\frac{0.01\text{立方メートル}}{1\text{立方メートル}}$ 、 $\frac{0.01\text{平方メートル}}{1\text{平方メートル}}$ 若しくは $\frac{0.01\text{メートル}}{1\text{メートル}}$ 未満である
とき又はこれらの量、面積若しくは長さに $\frac{0.01\text{立方メートル}}{1\text{立方メートル}}$ 、 $\frac{0.01\text{平方メートル}}{1\text{平方メートル}}$ 若しくは $\frac{0.01\text{メートル}}{1\text{メートル}}$ 未満の端数があるときは、その全量、全面積若しくは全長又はその端数の量、面積若しくは長さを切り捨てて計算、1立方メートル又は1メートルとして
算するものとする。

5
6 } (略)

令和元年第24号議案

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部改正について

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市水路等の使用に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市水路等の使用に関する条例（昭和38年名古屋市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「1平方メートル若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル若しくは1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

別表中

2,300	2,200
3,500	3,400
4,700	4,500
2,100	2,000
3,300	3,200

	4, 600		4, 400
	2, 600		2, 500
	20		19
	55		53
	79		75
を	120		110
	160		150
	240		230
	320		300
	550		530
	790		750
	1, 600		1, 500
	720		880
	140		140
	2, 600		2, 500

」

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 施行日前に、この条例による改正前の名古屋市水路等の使用に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条第2項ただし書の規定により使用料の全額を徴収した場合において、この条例による改正後の名古屋市水路等の使用に関する条例別表（以下「改正後別表」という。）の規定を適用して算定された施行日から使用することができる期間の末日までの期間に係る使用料の額（以下「新使用料額」という。）が当該期間に係る旧条例別表の規定を適用して算定された使用料の額（以下「旧使用料額」という。）を超えるときは、その超える額は徴収しない。

(使用料の特例)

3 施行日前に、旧条例第3条の規定により許可を受け、施行日において現に使用を継続している物件について、新使用料額が、旧使用料額の1.15倍を超える場合においては、令和2年度に限り、改正後別表の規定にかかわらず、旧使用料額に100分の115を乗じて得た額を徴収する。

(理 由)

この案を提出したのは、水路等の使用料の額を改定する等の必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市水路等の使用に関する条例（抜すい）

(使用料)

第5条 (略)

2 } (略)
3 }

4 使用料の額の基礎となる使用面積若しくは長さが $\frac{0.01\text{平方メートル}}{1\text{平方メートル}}$ 若しく
は $\frac{0.01\text{メートル}}{1\text{メートル}}$ 未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに $\frac{0.01\text{平方メートル}}{1\text{平方メートル}}$ 若しくは $\frac{0.01\text{メートル}}{1\text{メートル}}$ 未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
しくは1メートルとして

令和元年第25号議案

名古屋市印鑑条例の一部改正について

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市印鑑条例の一部を改正する条例

名古屋市印鑑条例（昭和46年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第5号中「氏名（）」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。）が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を、「に通称」の次に「（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。）」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市印鑑条例 (抜すい)

(登録)

第4条 (略)

2 前項の印鑑票には、次の各号に掲げる事項を登録する。

(1)
↓
(4)

(5) 氏名 (氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令
昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧
氏をいう。）が記録されている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人
住民に係る住民票に通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。）
が記録されている場合にあっては氏名及び当該通称
、氏名及び通称)

(6)
↓
(8)

3 (略)

令和元年第26号議案

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を定める条例の一部改正について

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法
人を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法
人を定める条例（平成28年名古屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

特定非営利活動法人名古屋ろう 国際センター	名古屋市西区城西三丁目21番8号
--------------------------	------------------

を

特定非営利活動法人名古屋ろう 国際センター	名古屋市千種区振甫町2丁目32番地
--------------------------	-------------------

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、規定を整理する必要があるによる。

令和元年第27号議案

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部改正について

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市水道事業等の設置等に関する条例（抜すい）

（賠償責任の免除）

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243
第243

条の2の2
条の2 第8項の規定により、第1条の事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

令和元年第28号議案

名古屋市水道給水条例の一部改正について

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市水道給水条例の一部を改正する条例

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の3中「第4条第1項各号」を「第5条第1項各号」に改める。

第2条の4中「第6条第1項各号」を「第7条第1項各号」に改める。

第8条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、水道法施行令の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市水道給水条例（抜すい）

第2条の3 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、令^{第5条}_{第4条}第1項各号に掲げる資格とする。

第2条の4 法第19条第3項（法第34条第1項において準用する場合を除く。）

に規定する条例で定める資格は、令^{第7条}_{第6条}第1項各号に掲げる資格とする。

第8条 給水装置の構造及び材質は、令^{第6条}_{第5条}の規定による基準（以下「構造材質基準」という。）に適合するものでなければならない。

（第2項 略）

令和元年第29号議案

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例等の一部
改正について

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する
条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河村たかし

名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例等の一部
を改正する条例

(名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第1条 名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例（昭和59年名
古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第14条中「又は第3号」を削る。

第23条第2項中「第55条の9」を「第55条の2」に改める。

(名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第2条 名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業施行条例（昭和61年名古屋
市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第14条中「又は第3号」を削る。

第24条第2項中「第55条の9」を「第55条の2」に改める。

(名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第3条 名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業施行条例（昭和62年名古屋市

条例第38号) の一部を次のように改正する。

第14条中「又は第3号」を削る。

第24条第2項中「第55条の9」を「第55条の2」に改める。

(名古屋都市計画事業有松土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第4条 名古屋都市計画事業有松土地区画整理事業施行条例(平成2年名古屋市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第14条中「又は第3号」を削る。

第24条第2項中「第55条の9」を「第55条の2」に改める。

(名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第5条 名古屋都市計画事業大高駅前土地区画整理事業施行条例(平成4年名古屋市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第14条中「又は第3号」を削る。

第24条第2項中「第55条の9」を「第55条の2」に改める。

(名古屋都市計画事業さしまライブ24土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第6条 名古屋都市計画事業さしまライブ24土地区画整理事業施行条例(平成12年名古屋市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第16条中「又は第3号」を削る。

第26条第2項中「第55条の9」を「第55条の2」に改める。

(名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第7条 名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例(平成18年名古屋市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第14条中「又は第3号」を削る。

(名古屋都市計画事業小幡駅前第1種市街地再開発事業施行条例の一部改正)

第8条 名古屋都市計画事業小幡駅前第1種市街地再開発事業施行条例(平成5年名古屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第3項」を「第2条の2第4項」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第11条第2号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

(名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業施行条例の一部改正)

第9条 名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業施行条例（平成10年名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第3項」を「第2条の2第4項」に改める。

第7条第1項第3号中「住宅建設設計画法（昭和41年法律第100号）第3条に規定する公的資金による住宅」を「住生活基本法（平成18年法律第61号）第2条第2項に規定する公営住宅等」に改める。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第11条第2号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、市街地再開発審査会の委員について、成年被後見人等に係る欠格条項の見直し等を行う必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行)

1 名古屋都市計画事業大曾根北土地区画整理事業施行条例（抜すい）

（委員の解任）

第14条 市長は、学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当する者となったときは、直ちに解任する。

（権利の申告等の受理の停止）

第23条 （略）

2 令第55条の2
第55条の9において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧の公告があった日から法第103条第4項の規定による換地処分の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告及び同条第3項の規定による届出を受理しないものとする。

2 名古屋都市計画事業筒井土地区画整理事業施行条例（抜すい）

（委員の解任）

第14条 市長は、学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当する者となったときは、直ちに解任する。

（権利の申告等の受理の停止）

第24条 （略）

2 令第55条の2
第55条の9において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧の公告があった日から法第103条第4項の規定による換地処分の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告及び同条第3項の規定による届出を受理しないものとする。

3 名古屋都市計画事業葵地区画整理事業施行条例（抜すい）

（委員の解任）

第14条 市長は、学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当する者となったときは、直ちに解任する。

（権利の申告等の受理の停止）

第24条 （略）

2 令第55条の2において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧の公告があった日から法第103条第4項の規定による換地処分の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告及び同条第3項の規定による届出を受理しないものとする。

4 名古屋都市計画事業有松地区画整理事業施行条例（抜すい）

（委員の解任）

第14条 市長は、学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当する者となったときは、直ちに解任する。

（権利の申告等の受理の停止）

第24条 （略）

2 令第55条の2において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧の公告があった日から法第103条第4項の規定による換地処分の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告及び同条第3項の規定による届出を受理しないものとする。

5 名古屋都市計画事業大高駅前地区画整理事業施行条例（抜すい）

（委員の解任）

第14条 市長は、学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当する者となったときは、直ちに解任する。

(権利の申告等の受理の停止)

第24条 (略)

2 令^{第55条の2}_{第55条の9}において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧の公告があった日から法第103条第4項の規定による換地処分の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告及び同条第3項の規定による届出を受理しないものとする。

6 名古屋都市計画事業さしまライブ24土地区画整理事業施行条例（抜すい）

(委員の解任)

第16条 市長は、学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当する者となったときは、直ちに解任する。

(権利の申告等の受理の停止)

第26条 (略)

2 令^{第55条の2}_{第55条の9}において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧の公告があった日から法第103条第4項の規定による換地処分の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告及び同条第3項の規定による届出を受理しないものとする。

7 名古屋都市計画事業下之一色南部土地区画整理事業施行条例（抜すい）

(委員の解任)

第14条 市長は、学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当する者となったときは、直ちに解任する。

8 名古屋都市計画事業小幡駅前第1種市街地再開発事業施行条例（抜すい）

（趣旨）

第1条 この条例は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第2条の2^{第4項}_{第3項}の規定により本市（以下「施行者」という。）が施行する市街地再開発事業に関し、法第52条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（委員の欠格事由等）

第11条 次に掲げる者は、委員となることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
(2) 禁錮以上に刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 }
3 } (略)

9 名古屋都市計画事業鳴海駅前第2種市街地再開発事業施行条例（抜すい）

（趣旨）

第1条 この条例は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第2条の2^{第4項}_{第3項}の規定により本市（以下「施行者」という。）が施行する市街地再開発事業に関し、法第52条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（保留床等の賃貸又は譲渡）

第7条 事業により施行者が取得する法第2条第10号に規定する建築施設の部分（以下「保留床等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、公募により賃貸し、又は譲渡するものとする。

(1)
(2) } (略)

(3) 住生活基本法（平成18年法律第61号）第2条第2項に規定する公営住宅
住宅建設計画法（昭和41年法律第100号）第3条に規定する公的資金に
等
を建設することが適當と認められる者が住宅の用に供する場合で
あって、事業の施行上必要があると認めるとき。

(4) (略)

2 (略)

(委員の欠格事由等)

第11条 次に掲げる者は、委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて者
成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
禁錮
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける
ことがなくなるまでの者

2
3 } (略)
4 }

参 照 条 文

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）抜き 新旧対照（^改_改
正後
正前）

（委員の選挙権及び被選挙権）

第63条 （略）

2 } (略)
3 }

4 次の各号のいずれかに掲げる者は、第1項の規定にかかわらず、委員の被選挙権を有しない。

(1) (略)

(2) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮

——以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける

(3) 禁錮

ことがなくなるまでの者

令和元年第30号議案

名古屋市建築基準法施行条例の一部改正について

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第43号中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に、「第38条の4第22項」を「第38条の4第23項」に改め、同条第45号中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、同条第45号の10中「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）を「（建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載して申請する場合にあっては、その額及び当該他の建築物ごとに次の区分に応じて算定した額の合算額）（同法）に改め、同条第45号の11中「次に定める額（」の次に「建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される他の建築物にあっては、前号に定める額）（当該計画の変更に係る建築物の数が2以上である場合にあっては、当該建築物ごとに算定した額の合算額）（」を加える。

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行する。ただし、第17条第43号及び第45号の改正規定は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備する等の必要があるによる。

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市建築基準法施行条例（抜すい）

(手数料を徴収する事務の種別及び額)

第17条 次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) }
 (略)
(42) }

(43) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第20条の2 第14項
 第38条の4 第23項
 第22項に規定する要件に該当することについての認定の申請に対する審査

特定の民間再開発事業認定申請手数料 31,000円

(44) (略)

(45) 租税特別措置法施行令第25条の4 第17項
 第16項に規定する事情があることについての認定の申請に対する審査

地区外転出事情認定申請手数料 24,000円

(45) の 2
 } (略)
(45) の 9

(45) の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 次に定める額（

建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記載して申請する場合にあっては、

その額及び当該他の建築物ごとに次の区分に応じて算定した額の合算額）

（同法第30条第2項の規定による申出がある場合においては、第1号又は第2号に定める額の手数料を加算した額）

ア } (略)
イ }

(45) の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に関する認定申請手数料 次に定める額 (建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される他の建築物にあっては、前号に定める額) (当該計画の変更に係る建築物の数

が2以上である場合にあっては、当該建築物ごとに算定した額の合算額）

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合においては、第1号又は第2号に定める額の手数料を加算した額）

ア } (略)
イ }

(45) の12
(58) } (略)

(参考 2)

参 照 条 文

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律

第53号）抜すい 新旧対照（^{改正後}
_{改正前}）

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）

第29条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又は工
若しくは修繕等
ネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替

若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和
設備等の改修（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」
といふ。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネ
ルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築
物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を
申請することができる。

2 （略）

3 建築主等は、第1項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「申請建
築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）のエネルギー
消費性能の向上にも資するよう、当該申請建築物に自他供給型熱源機器等
(申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等（熱
源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するた
めの国土交通省令で定める機器であつて空気調和設備等を構成するものをい
う。以下この項において同じ。）をいう。）を設置しようとするとき（当該

他の建築物に熱源機器等（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。）は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

(1) 他の建築物の位置

(2) 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積

(3) その他国土交通省令で定める事項

4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第1項の規定による認定の申請をすることができない。

(1) 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。

(2) 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき（当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。）。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等）

第30条 所管行政庁は、前条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基
(1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が、

準（建築物エネルギー消費性能基準を超える、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第4号及び第35条第1項において同じ。）に適合するものであること。

(2) } (略)
(3) }

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。

2 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（他の建築物に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を建築主事に通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 }
5 } (略)
9 }

令和元年第31号議案

名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部改正について

名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例

(名古屋市営住宅条例の一部改正)

第1条 名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「次の各号に掲げる手続を」を「第16条の規定による敷金を納付し、かつ、契約書を市長に提出」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「同項各号に掲げる」を「同項の」に改め、同条中第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に、「第1項各号」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第1項各号に掲げる」を「第1項の」に改め、同項を同条第4項とする。

第20条第1項第3号ただし書中「その原状回復又は撤去が容易であり、かつ、入居者が自己の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件として市長の承認を得たとき」を「原状回復又は撤去が容易であって、次のいずれかに該

当する場合」に改め、同号に次のように加える。

ア 入居者が自己の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件として市長の承認を得た場合（イに掲げる場合を除く。）

イ 造作の買取りを請求しないことを条件として市長の承認を得た場合（入居者の利便性の向上に資するものとして規則で定める模様替に限る。）

第33条第2項中「模様替」の次に「（入居者の利便性の向上に資するものとして規則で定める模様替を除く。）」を加える。

（名古屋市定住促進住宅条例の一部改正）

第2条 名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「次の各号に掲げる手続を」を「第12条の2の規定による敷金を納付し、かつ、契約書を市長に提出」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に、「第1項各号」を「第1項」に改め、同条第4項中「第1項各号に掲げる」を「第1項の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
 - (1) 第1条の規定による改正後の名古屋市営住宅条例（以下「新条例」という。）第9条の規定による公営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為
 - (2) 新条例第33条の規定による公営住宅の明渡しを受けるために必要な手続
その他の行為
 - (3) 第2条の規定による改正後の名古屋市定住促進住宅条例第8条の規定による定住促進住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為
- 3 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の名古屋市営住宅条例第20条第1項第3号ただし書の規定により市長の承認を得た公営住宅の模様替のうち、新条例第20条第1項第3号イの規則で定める模様替に該当することとなるものは、同号イの規則で定める模様替として市長の承認を得たもの

とみなす。

(理由)

この案を提出したのは、市営住宅及び定住促進住宅について、入居の手続の見直し等を行う必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市営住宅条例（抜き）

（入居の手続）

第9条 入居決定者は、入居の決定のあった日から10日以内に、第16条の規定による敷金を納付し、かつ、契約書を市長に提出する手続をしなければならない。

(1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適當と認める保証人1人の連署する契約書を提出すること。

(2) 第16条の規定により敷金を納付すること。

2 市長は、入居決定者がやむを得ない事由により前項に定める期間内に同項の各号に掲げる手続をすることができないときは、同項の手続期間を延長することができる。

規定にかかわらず、保証人の連署を必要としない。

3 市長は、入居決定者が前2項第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の第1項各号手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

4 市長は、入居決定者が第1項の第1項各号に掲げる手続をしたときは、その者に対して速やかに当該公営住宅への入居が可能となる日（以下「入居可能日」という。）を通知するものとする。

（禁止行為）

第20条 入居者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)
(2)

(3) 公営住宅を模様替し、若しくは増築し、又は当該公営住宅の敷地内に工

作物を設置すること。ただし、原状回復又は撤去が容易であつて、次のい
その原状回復又は撤去が容易であり、かつ、
ずれかに該当する場合

入居者が自己の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件として市長の承

認を得たときは、この限りでない。

ア 入居者が自己の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件として市長

の承認を得た場合（イに掲げる場合を除く。）

イ 造作の買取りを請求しないことを条件として市長の承認を得た場合（

入居者の利便性の向上に資するものとして規則で定める模様替に限る。）

2 (略)

(住宅の検査)

第33条 (略)

2 入居者は、第20条第1項第3号ただし書の規定により市長の承認を得て公
営住宅を模様替 （入居者の利便性の向上に資するものとして規則で定める模

様替を除く。）し、若しくは増築し、又は当該公営住宅の敷地内に工作物を
設置したときは、前項の検査までに原状回復又は撤去を行わなければならな
い。

3 (略)

2 名古屋市定住促進住宅条例（抜すい）

(入居の手続)

第8条 入居決定者は、入居の決定のあった日から10日以内に、第12条の2の
規定による敷金を納付し、かつ、契約書を市長に提出しなければならない。
する手續を

(1) 市長が適當と認める保証人1人の連署する契約書を提出すること。

(2) 第12条の2の規定により敷金を納付すること。

2 (略)

3 市長は、入居決定者が、前2項
第1項又は前項に規定する期間内に第1項各号の
手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

4 市長は、入居決定者が第1項の
第1項各号に掲げる手続をしたときは、その者に対
して速やかに当該定住促進住宅への入居が可能となる日（以下「入居可能日」
という。）を通知するものとする。

令和元年第32号議案

名古屋市消防団条例の一部改正について

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年 9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

名古屋市消防団条例（昭和38年名古屋市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 3条の 2を次のように改める。

（欠格条項）

第 3条の 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、団員となることができない。

第 5条第 2項中「第 3条の 2各号」を「第 3条の 2に規定する者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、消防団員について、成年被後見人等に係る欠格条項

の見直しを行う必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市消防団条例（抜すい）

(欠格条項)

第 3条の 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、団員となることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける

ことがなくなるまでの者

(分限)

第 5条 (略)

2 団員が第 3条の 2 各号に規定する者に該当するに至ったときは、その職を失う。

令和元年第36号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 守山養護学校増築工事の請負 |
| 2 施行場所 | 名古屋市守山区小幡一丁目地内 |
| 3 契約の内容 | 耐火構造3階建（一部平家建）1棟
延面積 3,309.13平方メートル |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 632,500,000円 |
| 6 契約の相手方 | 名古屋市中区錦三丁目13番5号
徳倉建設株式会社
代表取締役社長 徳倉正晴 |
| 7 完成予定期日 | 令和3年1月29日 |

(理由)

この案を提出したのは、守山養護学校の増築工事を施行する必要があるによる。

令和元年第37号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和元年 9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市きよすみ荘	名古屋市北区金城町 4丁目56番地 特定非営利活動法人かくれんぼ 代表理事 水野 千恵子

2 指定の期間 令和 2年 4月 1日から令和12年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和元年第38号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和元年 9 月 10 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市光城コミュニティセンター	名古屋市北区水草町 2 丁目60番地の 2 光城学区連絡協議会 会長 大島 鈺 義
名古屋市吹上コミュニティセンター	名古屋市昭和区吹上町 1 丁目34番地の 2 吹上学区公民協会 会長 田 中 洋 行

2 指定の期間 各施設の供用開始日から令和10年 3 月 31 日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和元年第39号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 た か し

認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	吉根太鼓ヶ根第1号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の76地先	第1 附図
		名古屋市守山区笛ヶ根一丁目1603番 の3地先	
2	吉根太鼓ヶ根第2号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の80地先	〃
		名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の85地先	
3	吉根太鼓ヶ根第3号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の35地先	〃
		名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の45地先	
4	吉根太鼓ヶ根第4号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の50地先	〃
		名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の50地先	

5	吉根太鼓ヶ根第5号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の56地先	〃
		名古屋市守山区鼓が丘一丁目122番 の1地先	
6	笛ヶ根一丁目第1号線	名古屋市守山区笛ヶ根一丁目1101番 地先	〃
		名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の2地先	
7	吉根太鼓ヶ根第6号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の98地先	〃
		名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の125地先	
8	吉根太鼓ヶ根第7号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の113地先	〃
		名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の122地先	
9	吉根太鼓ヶ根第8号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の216地先	〃
		名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の196地先	
10	吉根太鼓ヶ根第9号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の180地先	〃
		名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の45地先	
11	吉根太鼓ヶ根第10号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の48地先	〃
		名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の50地先	

12	吉根太鼓ヶ根第11号線	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の59地先	〃
		名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3211番の61地先	
1	作の山町第6号線	名古屋市緑区作の山町80番の102地 先	第2 附図
		名古屋市緑区作の山町80番の127地 先	
2	作の山町第7号線	名古屋市緑区作の山町80番の139地 先	〃
		名古屋市緑区作の山町80番の128地 先	
3	作の山町第8号線	名古屋市緑区作の山町80番の166地 先	〃
		名古屋市緑区作の山町80番の155地 先	
4	作の山町第9号線	名古屋市緑区作の山町80番の193地 先	〃
		名古屋市緑区作の山町80番の83地先	
5	作の山町第10号線	名古屋市緑区作の山町80番の109地 先	〃
		名古屋市緑区作の山町80番の109地 先	
6	作の山町第11号線	名古屋市緑区作の山町80番の119地 先	〃
		名古屋市緑区作の山町80番の119地 先	

7	作の山町第12号線	名古屋市緑区作の山町80番の72地先	〃
		名古屋市緑区作の山町80番の83地先	
1	鳴海尾崎山第10号線	名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番の 784地先	第3 附図
		名古屋市緑区鳴海町字尾崎山43番の 771地先	
1	平針黒石第27号線	名古屋市天白区天白町大字平針字黒 石2878番の3582地先	第4 附図
		名古屋市天白区天白町大字平針字黒 石2878番の3599地先	
2	平針黒石第28号線	名古屋市天白区天白町大字平針字黒 石2878番の3593地先	〃
		名古屋市天白区天白町大字平針字黒 石2878番の3466地先	
1	川東山第28号線	名古屋市守山区川東山403番地先	第5 附図
		名古屋市守山区川東山401番地先	
1	有松三丁山第1号線	名古屋市緑区有松三丁山119番の3 地先	第6 附図
		名古屋市緑区有松三丁山113番の1 地先	
1	船頭場二丁目第3号線	名古屋市港区船頭場二丁目1208番地 先	第7 附図
		名古屋市港区船頭場二丁目1107番地 先	

一部廃止する路線

整理 符号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
ア	小賀須 2 号線	名古屋市港区小賀須四丁目401番地先	第 8 附図
		名古屋市港区船頭場二丁目1208番地先	

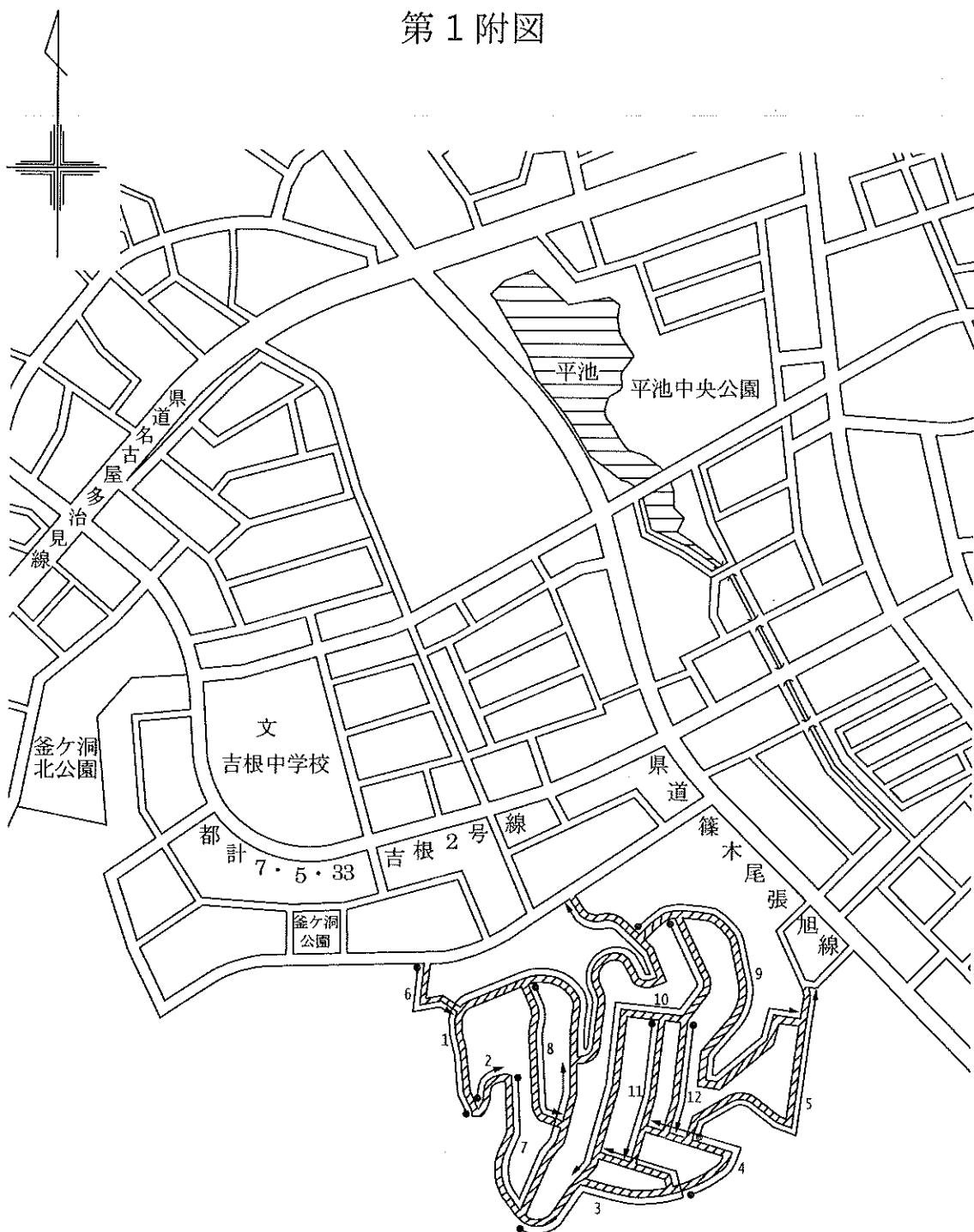
廃止する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘要
		終 点	
1	助光第 9 号線	名古屋市中川区富田町大字助光字大繩場122番の5地先	第 9 附図
		名古屋市中川区助光三丁目1401番地先	
1	用水線	名古屋市北区志賀南通 2 丁目24番の4地先	第10 附図
		名古屋市北区志賀南通 2 丁目24番の3地先	

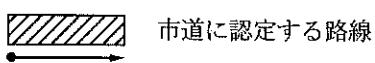
(理 由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

第1附図

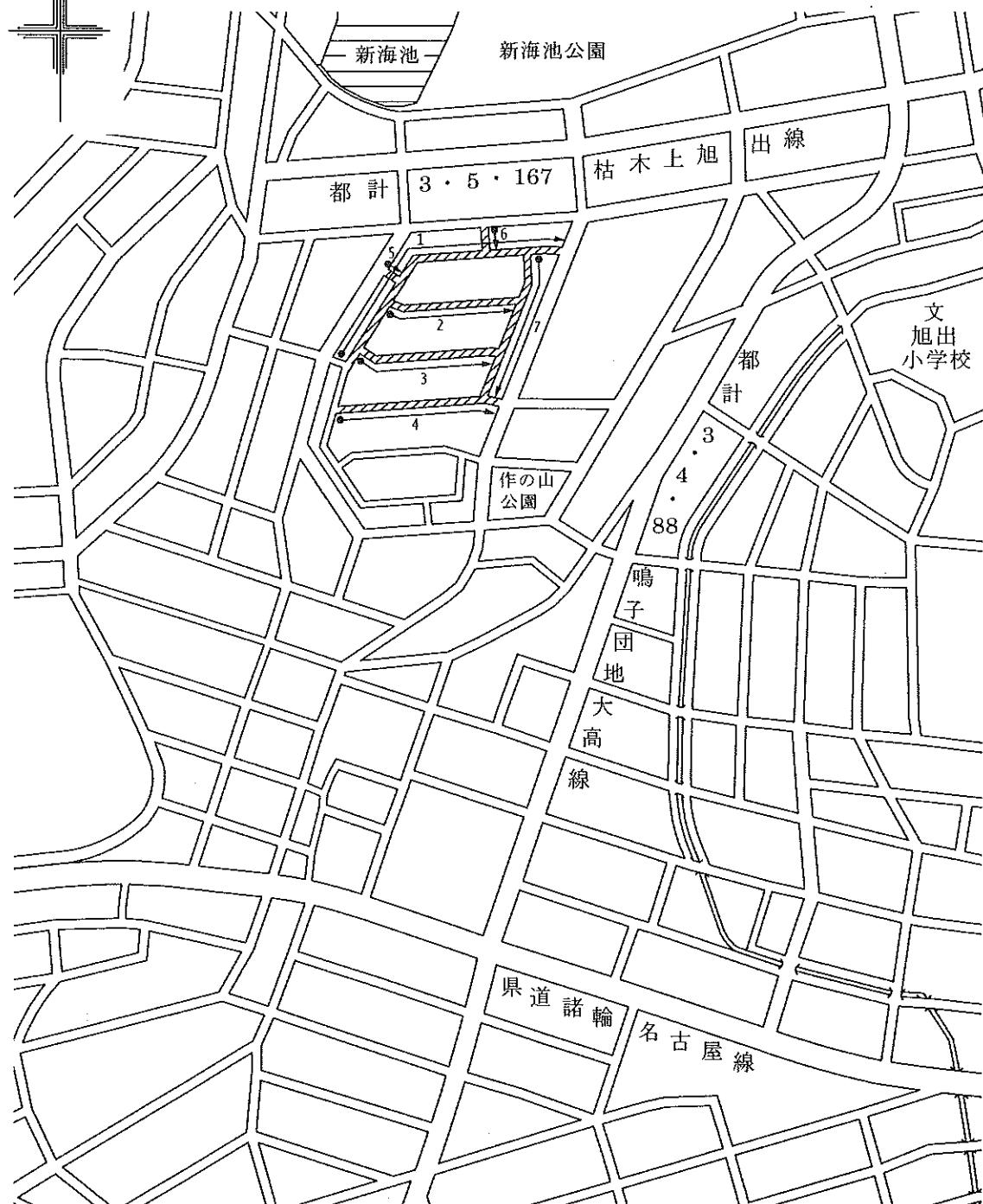


凡 例

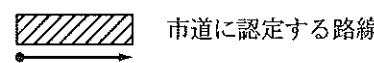


市道に認定する路線

第2附図



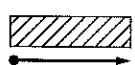
凡例



第3附図

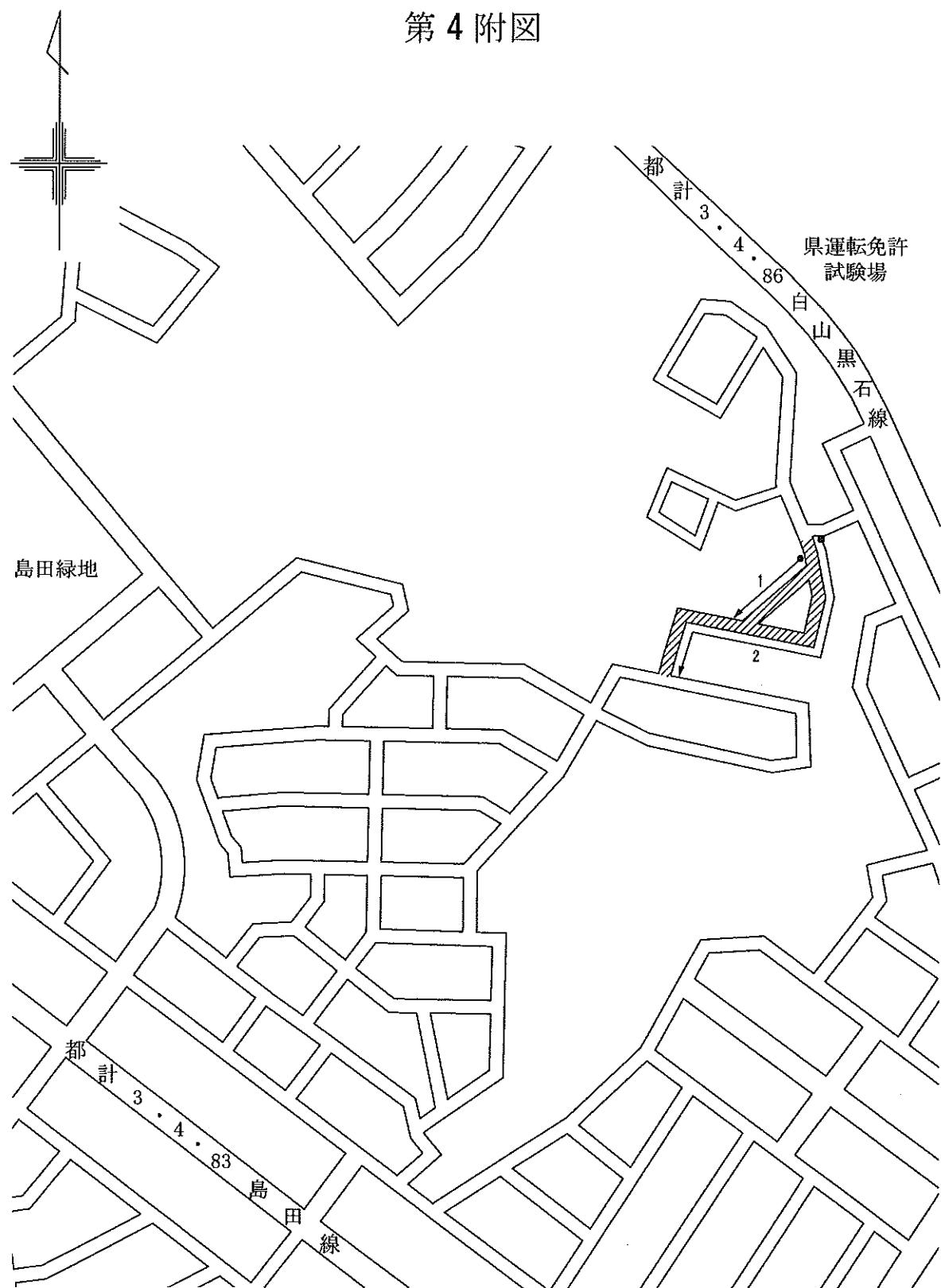


凡例

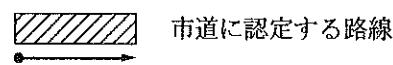


市道に認定する路線

第4附図



凡例



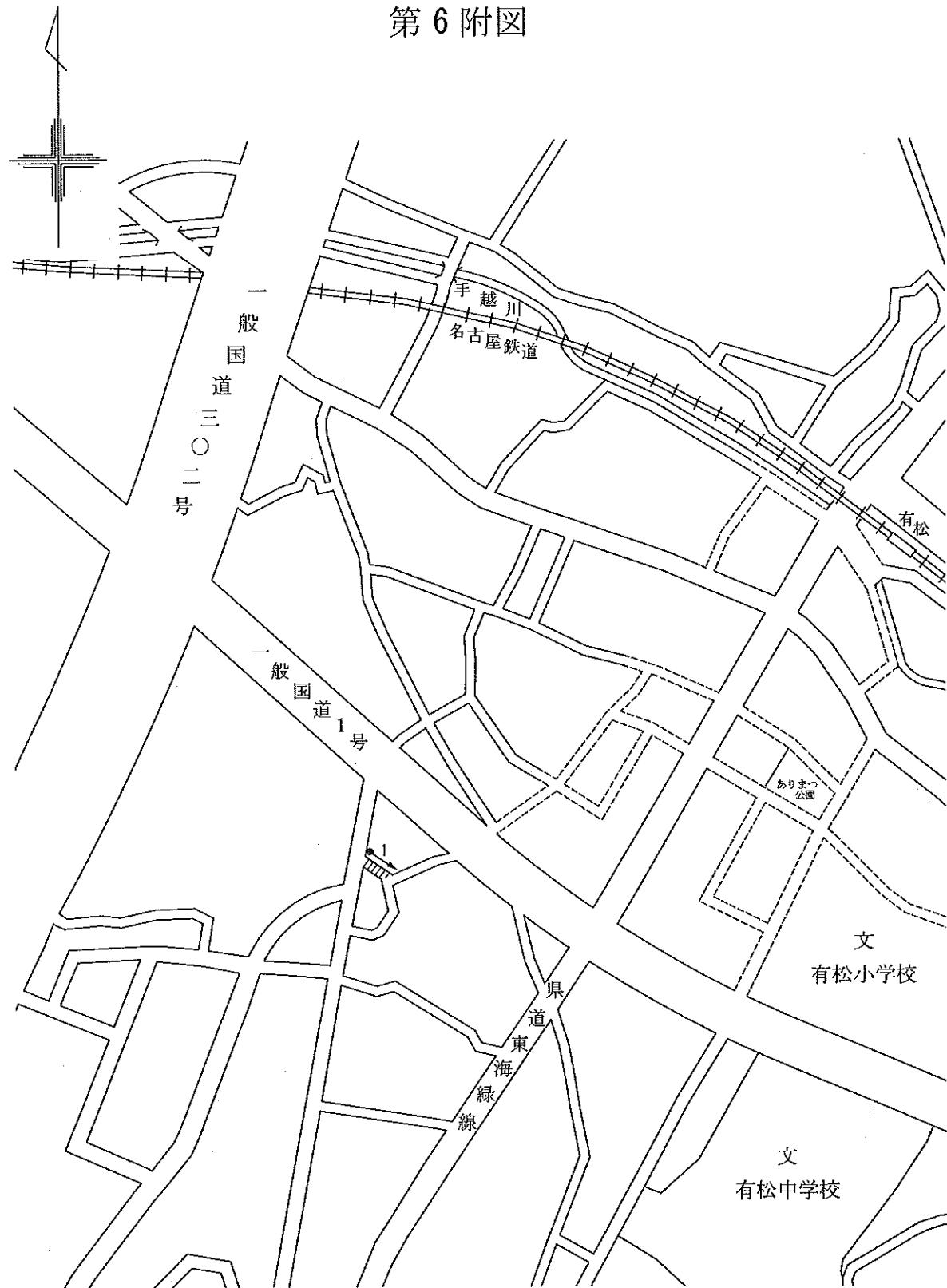
第5附図



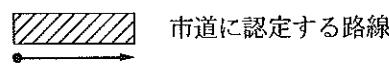
凡例

市道に認定する路線

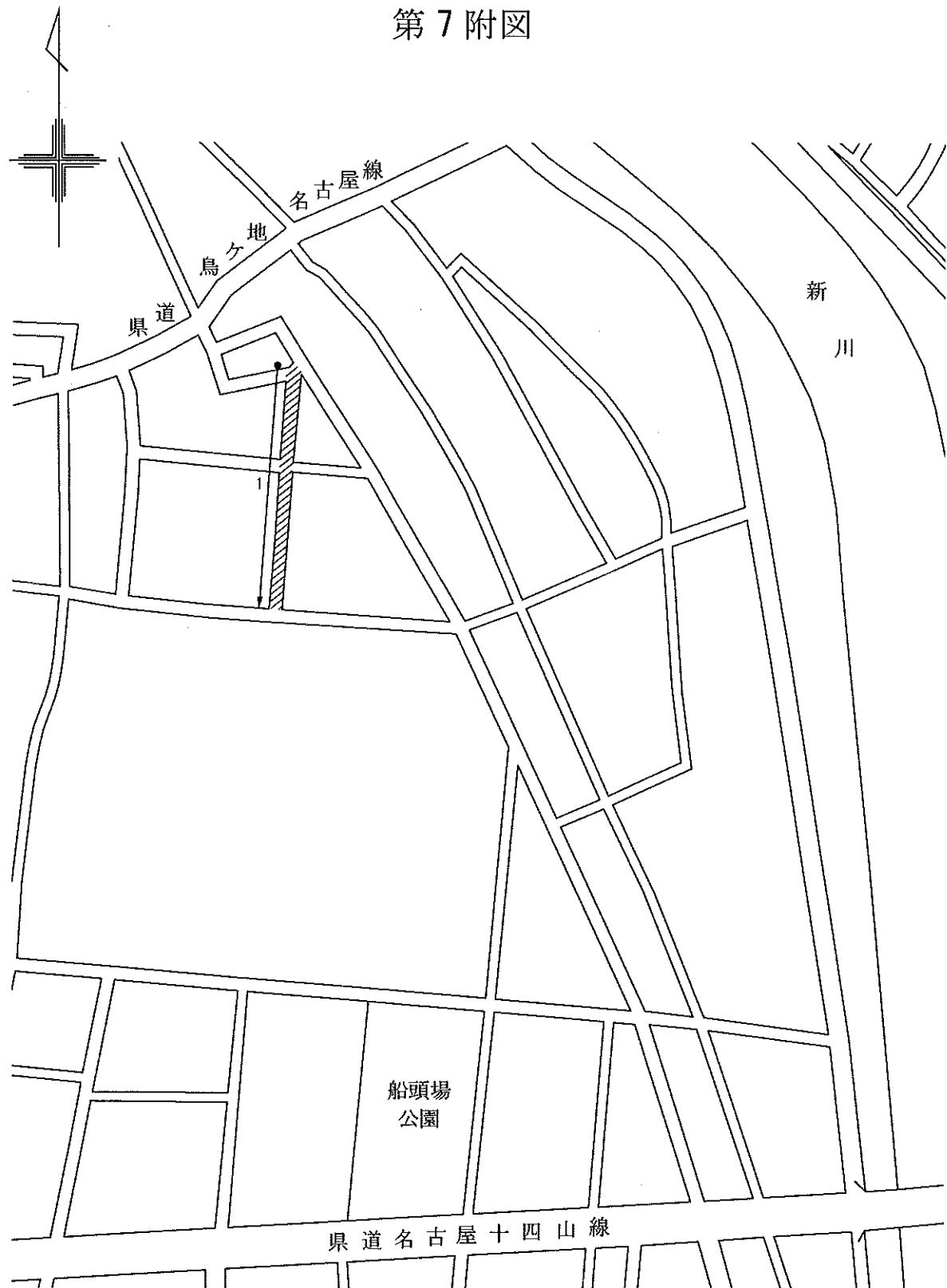
第6附図



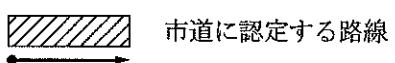
凡 例



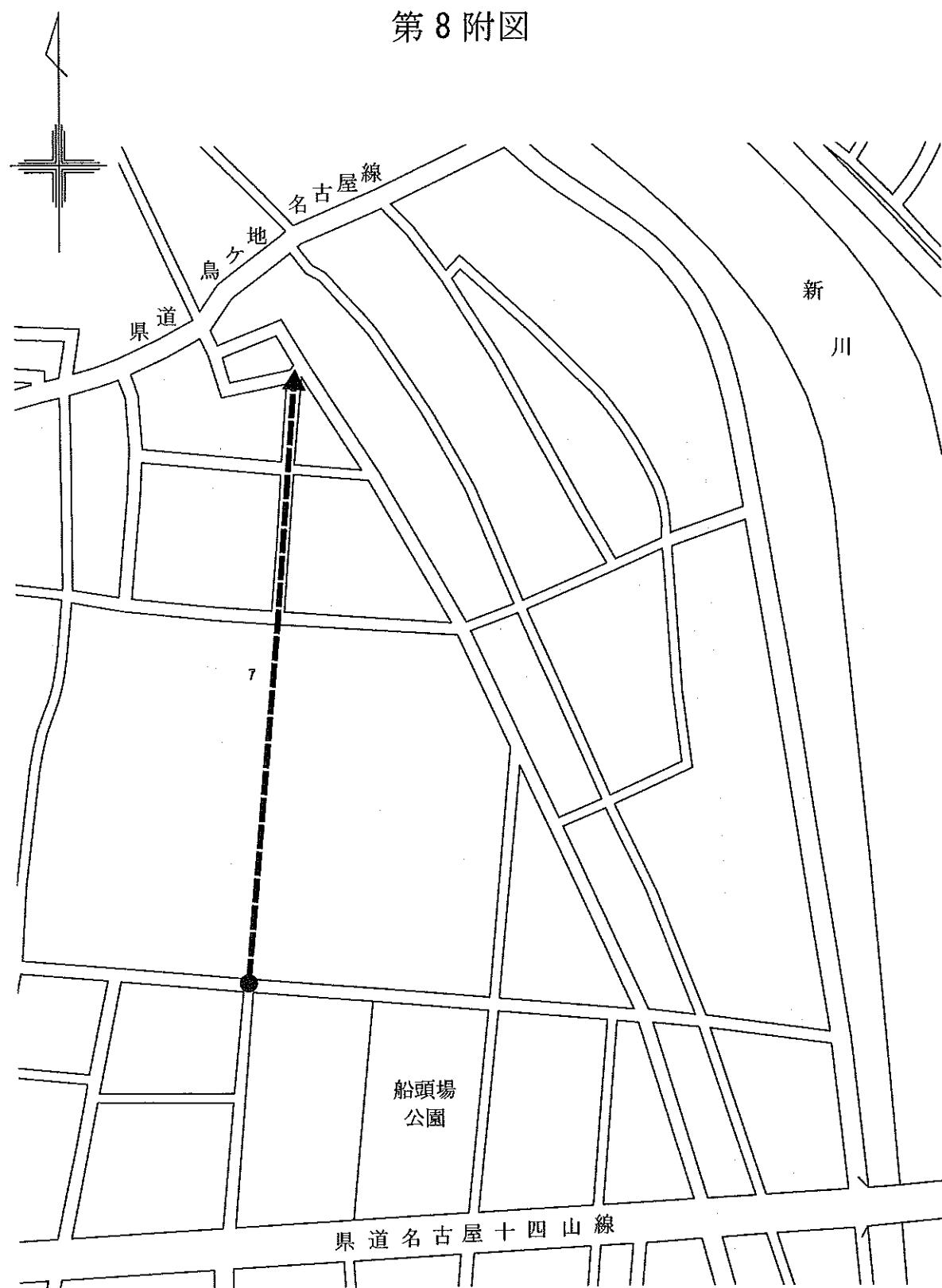
第7附図



凡例



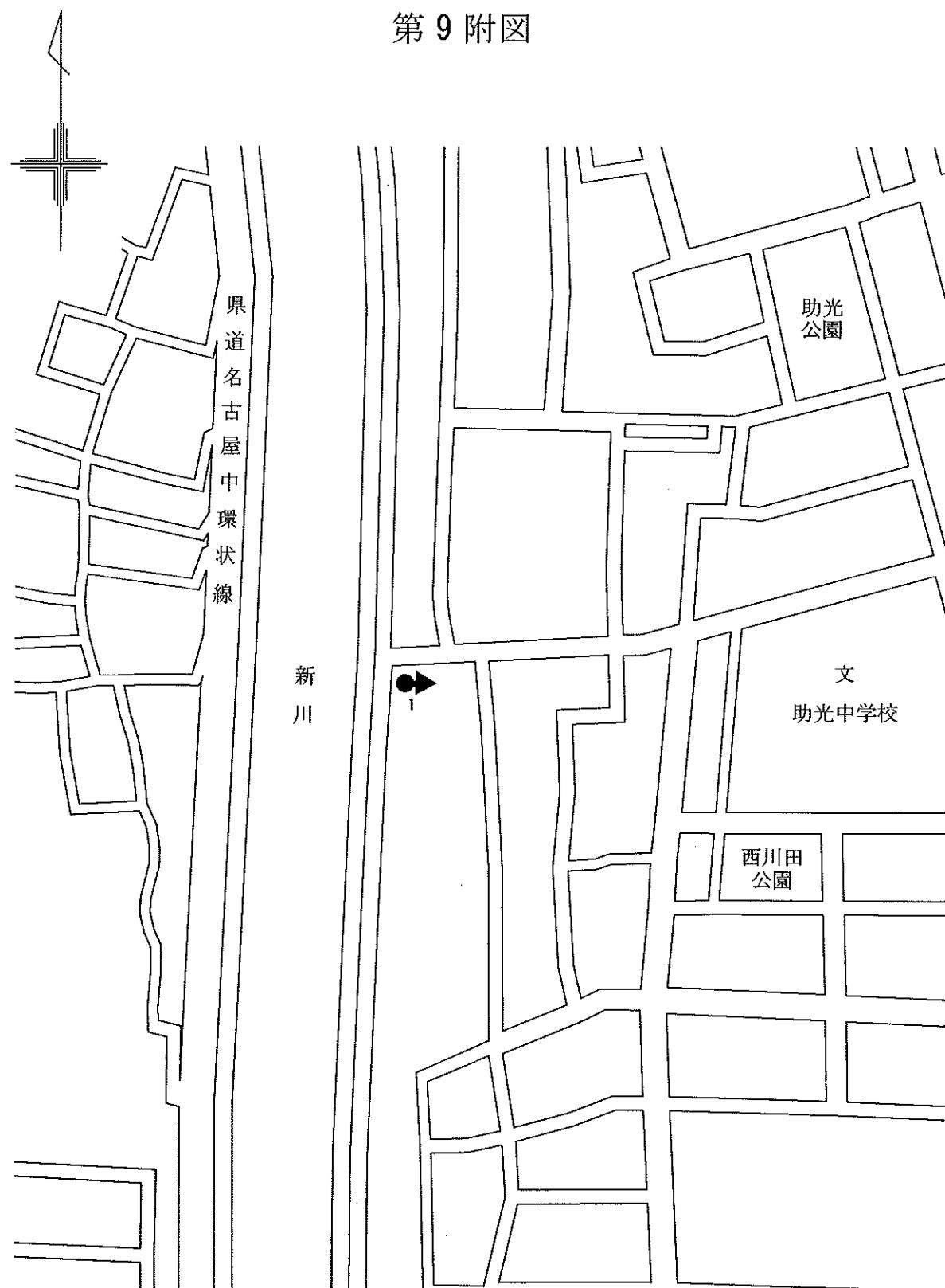
第8附図



凡例

→ 一部廃止する路線

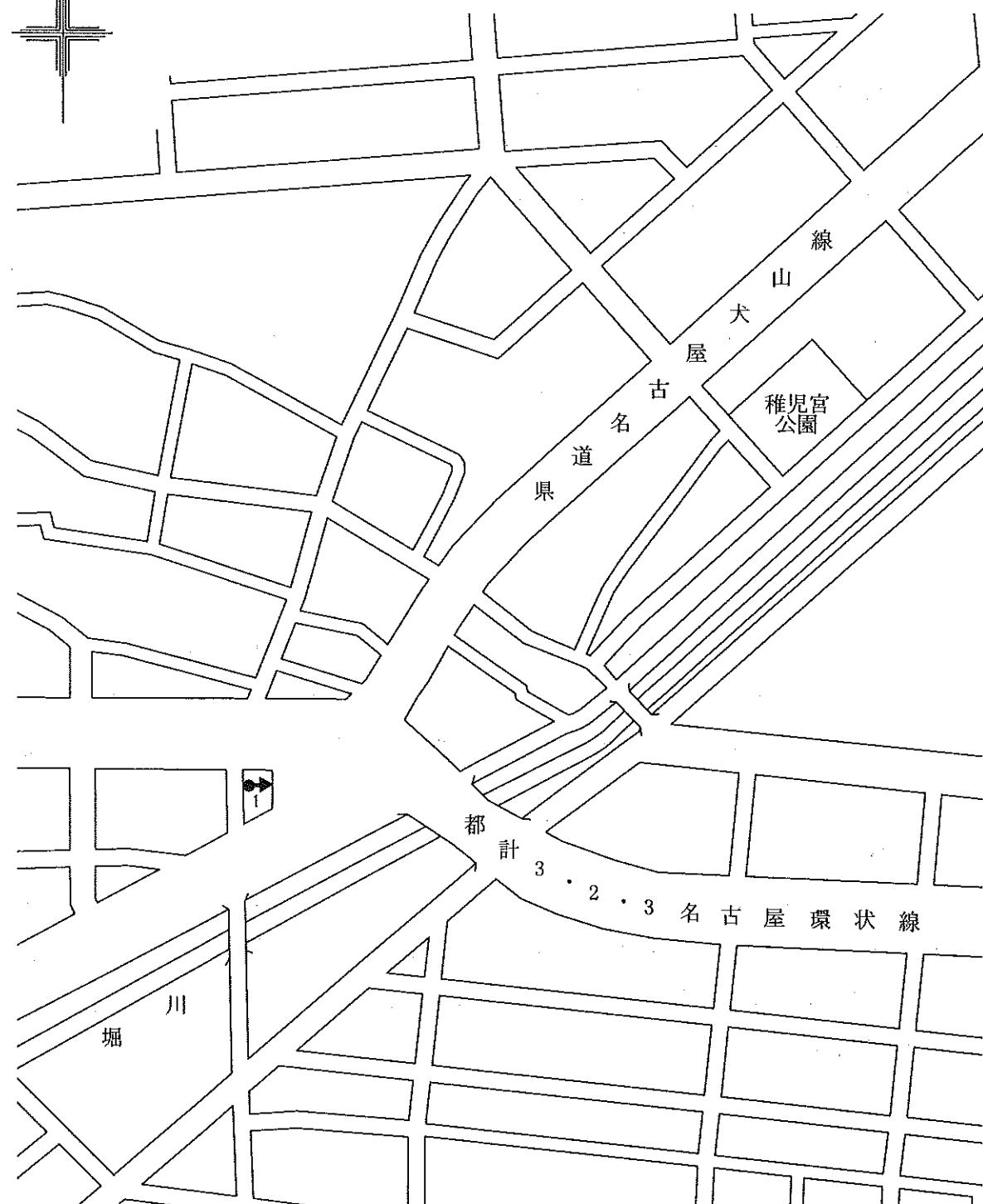
第9附図



凡例

→ 廃止する路線

第10附図



凡例

→ 廃止する路線

(参考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

令和元年第40号議案

公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標の変更について

平成29年第158号議決（平成29年12月8日議決）により定めた公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標について、その内容の一部を下記のとおり変更するものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

I の第1中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表中「システム自然科学研究科」を「理学研究科」に改める。

(理由)

この案を提出したのは、公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標を変更する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (変更後)
変更前

公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標（抜き）

I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

第1 中期目標の期間

平成30年4月1日から令和6年3月31日までとする。なお、本中期目標を達成するための計画である中期計画を公立大学法人名古屋市立大学が策定するに当たっては、数値目標と実施年度の目標を定めて実施するものとする。

別表

(略)	
研究科	(略) 理学研究科 システム自然科学研究科

参 照 条 文

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜すい

（中期目標）

第25条 （略）

2 （略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聞くとともに、議会の議決を経なければならない。

令和元年第41号議案

名古屋市総合計画2023の策定について

市会の議決すべき事件等に関する条例（平成22年名古屋市条例第1号）第2条第1号の規定により、別冊のとおり名古屋市総合計画2023を策定するものとする。

令和元年9月10日提出

名古屋市長 河 村 た か し

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市総合計画2023を策定する必要があるによる。

(参考)

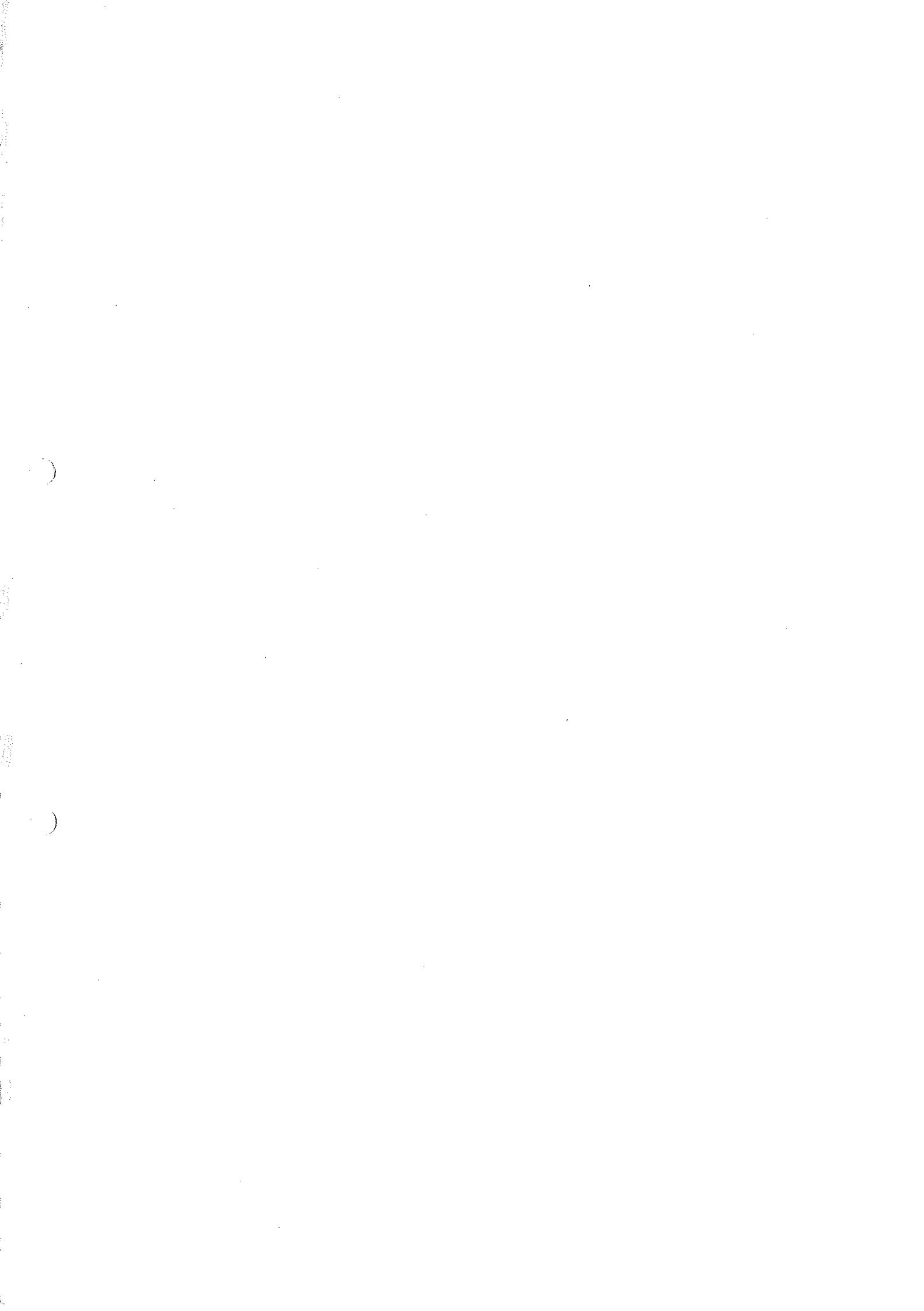
参 照 条 文

市会の議決すべき事件等に関する条例（平成22年名古屋市条例第1号）抜すい

（議決すべき事件）

第2条 自治法第96条第2項の規定に基づく市会において議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいう。以下同じ。）及び総合計画（基本構想に基づき、長期的な展望に立った市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。）の策定、変更（総合計画にあっては、軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止
- (2) （略）



令和元年第42号議案

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例を次のとおり定めるものとする。

令和元年 9月10日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第 1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2条 委員会は、市長の求めに応じて、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第 2項の規定に基づき、名東区に所在する市立中学校の生徒の自死事案に関する事項について調査する。

(組織)

第 3条 委員会は、委員 4人以内をもって組織する。

(委員)

第 4条 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第 2条の調査が終了した日までとし、補

欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(調査員)

第 6条 委員の職務の遂行を補助するため、委員会に調査員を置くことができる。

- 2 第 4条の規定は、調査員について準用する。

(会議)

第 7条 委員会の会議は、委員長がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 8条 委員会の庶務は、子ども青少年局において行う。

(委任)

第 9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に譲って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第 2条の調査が終了した日限り、その効力を失う。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 2中

「

61	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級	
----	------------	-------------	----	--

」

を

「

61	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級	
61の 2	いじめ問題再調査委員会 委員長 委員及び調査員	日額 17,600円 日額 15,300円	8級 8級	

」

に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、名東区に所在する市立中学校の生徒の自死事案に関し、必要な事項を調査させるため、名古屋市いじめ問題再調査委員会を設置する必要があるによる。

